

令和7年4月2日差替

公立佐賀中央病院給食業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

令和7年度開院予定の公立佐賀中央病院において、病院給食は医療の一環として提供されるものであり、患者の病状に応じた食事内容により治療効果を高め、さらに患者のニーズに対応した安全で衛生的な食事を提供することにより、質の高い快適な食事環境の維持継続を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務名 公立佐賀中央病院給食業務委託
- (2) 業務場所 佐賀県多久市東多久町大字別府 3562 番地
- (3) 業務内容 別添「公立佐賀中央病院給食業務委託仕様書」のとおりとする。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日までとする。(長期継続契約)
- (5) 開院日 令和7年7月1日(予定)

3 プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない業務であるため
- (2) 高度な創造性、企画力、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であるため

4 プロポーザル方式の方法及び理由

本業務については、広く提案を募集するため公募型プロポーザル方式により実施する。

5 実施スケジュール

- 令和7年4月1日(火) 公告及び参加表明書の受付開始
- 令和7年4月9日(水) 参加表明書の受付締め切り
- 令和7年4月18日(金) 提案書の受付締め切り
- 令和7年4月予定 選定委員会(プレゼンテーション及び試食)
- 令和7年4月予定 審査結果通知

6 参加資格

本事業のプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないもの
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者。
また、以前、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていること。
- (3) 公告日までに、官公庁から指名停止措置を受けていない者。
- (4) 国税(法人税等)及び地方税の滞納がない者。
- (5) 暴力団等(多久市暴力団排除条例第2条第4号に指定する暴力団等をいう)に該当しない者。
- (6) 過去5年間(令和2年4月1日以降)において、許可病床数が概ね100床以上の規模の病院において、患者給食調理業務を履行した実績がある者。
- (7) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者である者。

7 資料配布(実施要領、仕様書、様式等)

- (1) 配布期間
令和7年4月1日(火)から令和7年4月8日(火)までとする。
- (2) 配布方法
多久小城医療組合ホームページにてダウンロードください。
(<https://www.taku-ogi-hp.or.jp>)

8 参加表明書提出期間及び方法

(1) 受付期間

令和7年4月1日(火)から令和7年4月9日(水)午後5時までの土曜日、日曜日を除く平日とする。

郵送の場合は4月9日(水)午後5時までに必着。

(2) 提出方法

下記提出書類を(3)の提出先に持参又は郵送の何れかによる。(持参する場合は平日のみ。)

① 参加表明書(様式1)

② 営業概要書(様式2) ※令和7年度多久市又は小城市競争入札参加資格において物品・役務等の入札参加資格に登録している者は提出の必要はなしとする。

③ 本業務と類似業務の受託実績(様式3)

(3) 提出先

〒846-8501

佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1 (多久市役所内)

多久小城医療組合 総務係まで(担当:副田)

電話 0952-20-0362 F A X 0952-75-2110

9 参加資格の確認等

(1) 申請書を提出した申請者の入札参加資格は、「公立佐賀中央病院給食業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という)に諮り決定する。

(2) 提案参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、提案参加資格確認通知書により申請者に通知する。

(3) 本提案に参加できる者は、提案参加資格確認通知書を受けた者に限る。

(4) 提案参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、提案等に参加できないものとする。

10 参加表明及び提案書等への質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年4月1日(火)から令和7年4月4日(金)までとする。

受付時間を土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 方法

質問書(様式4)をメールにより下記提出先へ提出する。

※電話、FAXによる質問は受け付けない。

(3) 提出先

メールアドレス: hospital@taku-ogi-hp.or.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、令和7年4月7日(月)までに随時、多久小城医療組合ホームページにて掲載する。なお、質問に対する個別の回答は行わない。

11 提案書の提出及び提出部数

(1) 提出書類等

① 提案書表紙(様式5) [提出部数] 正本1部

② 業務実施体制届出書(様式6) [提出部数] 正本1部 副本10部

④ 提案書(日本工業規格A4縦) [提出部数] 正本1部 副本10部

⑤ 見積提案書(様式7、様式7-1、様式7-2) [提出部数] 正本1部

なお、正本には会社名を入れ、副本には会社名を入れないこととする。

(2) 提出期間

令和7年4月14日(月)から令和7年4月18日(金)までの午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は4月18日(金)午後5時までに必着。※土曜日、日曜日を除く。

(3) 提出先及び方法

多久小城医療組合へ持参または郵送により提出する。持参する場合は平日のみ。

提出先

〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府 3562 番地

多久小城医療組合 総務係まで（担当：副田）

電話 0952-20-0362 F A X 0952-75-2110

(4) 提案書等の提出辞退

提案参加資格確認通知書を受理した者が提案書提出を辞退する場合には、様式8「参加辞退届」を提出すること。なお、辞退により、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(5) 当組合からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、当組合から疑義照会等を行うことがある。

(6) 提案書の取り扱い

ア 提出期限以降における参加表明書及び提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

イ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務を達成するために必要な範囲において無償で使用することがある。

ウ 著作権及び特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用したときであって、その結果生じた責任は、使用した提案者が負うものとする。

エ 提出された提案書等は、返却しない。

オ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

カ 提出された提案書等は、原則公開しないものとするが、多久小城医療組合情報公開条例に規定する公文書となることから、情報公開請求やその他の法令に基づいた請求があったときは、提案者の意見を聞いたうえで公開する可能性がある。したがって、企業秘密など、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある情報については、マル秘マークを付加するなど、適切な措置を講ずること。

1.3 提案限度額

本業務の提案限度額は、435,765,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものである。

1.4 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

選定委員会において、提案プレゼンテーション、給食試食及び提案書等により、提案の審査及び評価を行い、優先交渉権者を選定する。

(2) 評価項目

評価項目は次のとおりとする。

評 価 項 目	
1 企業の経営状況・受託実績	安定的で堅実な経営がなされているか
	当院と同規模病院での患者給食調理業務の受託実績が十分か
2 業務運営体制	準備スケジュール及び実施内容は適切で無理がないか
	人員の確保体制が整っているか
3 業務運営の基本方針	仕様書に示された業務目的に沿っているか
	効率的かつ効果的な運用体制及び手法を具体的に提案しているか
4 患者満足度向上	美味しい病院給食を安定して提供するための具体的な取り組み
	個別対応等柔軟に対応は可能か
	行事食に対する提案

5 食材の確保	品質・安全性・安定性の確保、地元食材の積極的な利用
6 安全衛生管理	衛生管理方法
	設備備品の取扱い及び清掃方法についての取り組み
	異物混入防止策
7 危機管理体制	食中毒や食品事故等事故防止への取り組みと発生時の対応
	災害時の対応
8 試食	見た目、食べやすさ、味、栄養価、ボリュームについて

1.5 書類審査（1次審査）

参加表明等の提出が多数の場合には、あらかじめ提出書類による審査を行う場合がある。

(1) 審査方法

提出書類等を基に総合的に判断する。

(2) 結果通知

審査結果については、書面にて通知する。

1.6 提案プレゼンテーション及び試食（2次審査）

書類審査（1次審査）にて選定された者は、提案プレゼンテーション及び試食を行うものとする。評価点（100点）の配点割合は価格評価点30点、提案書・プレゼンテーション70点とする。

(1) 提案プレゼンテーション及び試食実施概要

- ・日 時 令和7年4月予定

- ・詳細内容については書類審査（1次審査）にて選定された者へ通知する。

1.7 優先交渉権者の選定及び審査結果の通知

(1) 選定委員会は、各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定、次に点数が高い提案者を次点者とする。

ただし、各委員の得点の合計を合算した総合得点が委員会の定める基準（総合得点の6割）に満たない場合は、優先交渉権者、次点者とはしない。

また、最も高い得点が2者以上あるときは、選定委員会の協議により決定する。

提案者が1者のみの場合、委員会の定める基準を満たしていれば優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者が選定された場合は、その結果について2次審査に参加した提案者全員に通知するものとする。

1.8 契約内容協議及び契約

(1) 優先交渉権者は、発注者と協議、見積り合わせを行い、契約締結します。

(2) 優先交渉権者が協議、見積りに合意できなければ、次点者と見積り合わせを行い、契約締結します。

1.9 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

(1) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された提案書は返却しない。

(3) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。

(4) 参加申請に係るすべての費用（郵送料、提案書等作成やプレゼンテーションなど）は、全て提案者の負担とする。

(5) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(6) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表する場合がある。

(7) 前号により公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

20 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 参加表明書提出期限から契約までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合
- (5) この要領に定められた以外の手法により、選定委員又は関係者に提案書作成に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

21 その他

- (1) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、担当部署関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (2) 定めのない事項については、地方自治法、同施行令その他多久小城医療組合が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。